

# 宇都宮市社会福祉審議会

## 関係法令集

### 目 次

1	社会福祉法（抜粋）	1
2	社会福祉法施行令（抜粋）	3
3	宇都宮市社会福祉審議会条例	4
4	宇都宮市社会福祉審議会規則	7
5	宇都宮市社会福祉審議会規程	8

宇都宮市 保健福祉部 保健福祉総務課

# 1 社会福祉法（抜粋）

昭和26年3月29日  
法律第45号

## 第2章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

- 2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 2 社会福祉法施行令（抜粋）

昭和33年6月27日

政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

### 3 宇都宮市社会福祉審議会条例

平成 12 年 3 月 24 日  
条例第 19 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく社会福祉に関する審議会として、宇都宮市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 12 条例 43・平 26 条例 10・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項のほか、精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

(平 28 条例 47・追加)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

(平 26 条例 10・全改、平 28 条例 47・旧第 2 条繰下)

(任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平 28 条例 47・旧第 3 条繰下)

(委員長の職務を行う委員)

第 5 条 審議会の委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平 28 条例 47・旧第 4 条繰下)

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。
- (平 28 条例 47・旧第 5 条繰下)

(会議の特例)

- 第 6 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、委員長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を審議会の各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。
- 2 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「招集を」とあるのは「書面又は電磁的記録を回付する方法による開催を」と、「招集しなければならない」とあるのは「書面又は電磁的記録を回付する方法により開催しなければならない」と、同条第 3 項中「審議会は」とあるのは「審議会の審議は」と、「出席しなければ、会議を開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録による回答がなければ、成立しない」と、同条第 4 項中「出席した委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、同条第 5 項中「会議を開き、」とあるのは「の議事の概要が記載された書面又は電磁的記録を回付し、賛否を問うことにより」と、「前 2 項」とあるのは「第 6 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて準用する前条第 3 項及び第 4 項」と読み替えるものとする。

(令 3 条例 34・追加)

(専門分科会)

- 第 7 条 審議会の専門分科会(この項において民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 2 審議会のそれぞれの専門分科会に会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては委員)の互選によりこれを定める。
  - 3 会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
  - 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては委員)が、その職務を代理する。
- (平 28 条例 47・旧第 6 条繰下)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

(平 28 条例 47・旧第 7 条繰下)

附則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 12 年 6 月 27 日条例第 43 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 26 年 3 月 24 日条例第 10 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

附則(平成 28 年 9 月 27 日条例第 47 号)

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附則(令和 3 年 12 月 21 日条例第 34 号)

この条例は、令和 3 年 12 月 22 日から施行する。

#### 4 宇都宮市社会福祉審議会規則

平成12年3月24日  
規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市社会福祉審議会条例(平成12年条例第19号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、審議会について必要な事項を定めるものとする。

(平28規則51・一部改正)

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月27日規則第51号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。



## 5 宇都宮市社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮市社会福祉審議会規則(平成12年規則第14号)第3条の規定に基づき、宇都宮市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 高齢者福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

2 地域福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に地域福祉専門分科会を置く。

3 次に掲げる専門分科会は、当該各号に定める数の委員をもって組織する。

(1) 民生委員審査専門分科会 10人以内

(2) 障害者福祉専門分科会 15人以内

(3) 高齢者福祉専門分科会 20人以内

(4) 地域福祉専門分科会 18人以内

4 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

5 専門分科会は、その専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平成14年・一部改正)

(平成15年・一部改正)

(平成17年・一部改正)

(平成26年・一部改正)

(専門分科会の決議)

第2条の2 専門分科会(民生委員専門分科会を除く。)の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(平成17年・追加)

(審査部会)

第3条 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 審査部会長は、その審査部会の事務を掌理する。

3 審査部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

4 第2条第4項から第7項までの規定は、審査部会の議事について準用する。この場合において「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(平成17年・一部改正)

(審査部会の答申及び決議)

第4条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、諮問を受けたときは、審査部会で審査し、答申するものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項の規定による医師の指定

(2) 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条の規定による医師の指定の取消し

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(以下「指定医療機関」という。)の指定

(4) 法第60条の規定による指定医療機関の指定の更新

(5) 法第67条第1項の規定による指定医療機関の開設者に対する勧告

(6) 法第67条第3項の規定による指定医療機関の開設者に対する措置命令

(7) 法第68条第1項の規定による指定医療機関の指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止

(8) その他指定医師及び指定医療機関に関する事項

2 審議会は、前項第1号、第3号及び第4号の事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平成17年・一部改正)

(平成18年・一部改正)

(平成30年・一部改正)

(回覧審査)

第5条 専門分科会長又は審査部会長において、緊急で会議を招集する暇がないと認める場合は、会議の議事を回覧審査に付することができる。

(報告)

第6条 専門分科会又は審査部会において議決をしたときは、専門分科会にあつては当該専門分科会長が、審査部会にあつてはその審査部会の属する専門分科会に報告したうえで当該審査部会長が、それぞれ委員長に報告するものとする。

(平成17年・一部改正)

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成8年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月15日から施行する。